

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案4件、陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第113号、横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例及び議案第116号、財産の無償譲渡について（横手市立さんない保育園）の2件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「保育園の運営をする法人と今後の運営について話をしているか」との質疑に対し、当局より、「民営化法人選定委員会において、本体である保育事業のほかに、子育て家庭の相談会、保育留学の受け入れ等の提案があった。また、広い園庭を使って、市内の保育所と連携したイベントも検討しているとのプレゼンテーションがあった」との答弁がありました。

このほか、「民営化後の職員の処遇」、「公募時の状況」、「無償譲渡に係る契約内容」、「小学校統廃合との整合性」についての質疑がありました。

本案について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号、横手市増田町総合子育て支援施設設置条例を廃止する条例については、「子育て支援センター再編に係る利用者への配慮」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町八日町老人憩の家）については、「修繕に係る原材料価格高騰への対応」、「施設譲渡後の維持管理」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情6第12号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳

情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「全国的に陳情されている背景を鑑み、国でも加算やベースアップを目標とすると言ったが、実際に訪問介護の事業所が閉鎖を余儀なくされるといふことがある。ケア労働者の賃金水準は全産業平均からも大きく下回るということや、事業所の閉鎖等によって失業者も増えてきていることは、市民が本当に困るものであり、この陳情は願意が妥当だと思ふので、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情6第15号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書 について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「介護保険制度の存立が危ぶまれており、年々介護を必要とする高齢者も増えている。そのため、政府として介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善はもう待たなしの状況になっていると思ふ。ぜひ国へどんどん意見書を提出するべきと考え、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情6第17号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情 について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「横手市は、ご存知のように県内でも先進自治体として、所得制限なし、窓口負担なしということで保護者にも大変喜ばれている。これは数十年来にわたって保護者が粘り強く切実な願いを込めて運動してきた成果だと思ふ。国の制度というのは、実質的に取り組まなければ実現できないことがありうる。無料化が国の制度として実施され、それに市が上乘せするとさらに子育て支援に寄与するものになるので、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 8 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 109 号、横手市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「本会議において、制限がかかるエリアに関して対象者に確認を取ったとの話があったが、対象となる事業者数はどのくらいあり、いつ説明を行ったのか」との質疑に対し、当局より、「準工業地域において、床面積の合計が 10,000 m²を超える店舗は十文字地域に 1 棟設置されている。また、住民説明会は 8 月から行ったが、その前に当該所有者へ 2 割を超えない範囲での増改築は可能であることを説明し、了承いただいている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 114 号、横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 119 号、公の施設の指定管理者の指定について（サンサン横手）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「経年劣化により、修繕が必要な箇所が複数見られるということだが、今後どのような修繕を考えているのか」との質疑に対し、当局より、「大きなものとしては冷暖房設備の劣化があり、改修には多額な費用がかかるため、現在はエアコンを各部屋に取り付けることを模索している。また、高所の照明等の修繕も足場等が必要となるため、計画的に行うことを考えている」との答弁がありました。

また、「今回の指定管理者の更新時に、当初から設置されている音響機器が全て揃っているか、壊れたままになっているものがないか棚卸しを実施してはどうか」との質疑に対し、当局より、「築 31 年ほどの施設であり、音響など様々な設備が経年劣化している。廃棄もしてきたが、改

めて、備品等について精査をしていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 120 号、公の施設の指定管理者の指定について（外畑牧場）及び議案第 121 号、公の施設の指定管理者の指定について（山内農林産物加工施設）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 122 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田休養施設「真人山荘」）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「建物の老朽化が進んでいると思うが、どのような修繕が必要と考えているか」との質疑に対し、当局より、「昨年からボイラーが故障したこともあり入浴サービスを停止しているため、今回その分の指定管理料を減額している。また、利用者からはトイレの老朽化などの指摘もあり、指定管理者に管理状況を聞き取りながら、建物の今後の修繕について検討していきたい」との答弁がありました。

また、「指定管理料を減らすとのことだが、お風呂がないから利用者が減っているという考えもあると思う。畳の状態など掃除だけでは済まないところもあり、手をかけるところはかけていく必要があると思うが、FM計画上の位置づけはどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「現状、FM計画上は譲渡という位置づけになっているが、指定管理者との協議の結果、譲渡は難しい状況にある。施設については、必要な修繕を施しながら、畳の状態など少しずつ改善していきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 123 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ふれあい交流センター）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 124 号、公の施設の指定管理者の指定について（まめでらが～道の駅十文字）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指

定管理料の減額理由は何か。また、空きテナント募集の進捗状況はどうか。そのテナントの空き状況により指定管理料に影響はあるのか」との質疑に対し、当局より、「減額理由については、年度によって増減はあるものの、近年は黒字経営が続いていることから、指定管理者と協議し減額したものである。空きテナントの募集については、問い合わせが3件あったが、まだ正式な応募はない。また、テナントの空き状況が指定管理料に影響するものではないと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 5 件、陳情 2 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 110 号、横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまで つきの木館を利用していた方々へ説明はしているか」との質疑に対し、当局より、「令和 4 年度から施設利用者へ説明をしている。つきの木館を利用していた集落の方々と協議した結果、館合地区交流センターを活用していきたいとの回答をいただいている。また、地域のゲートボール協会とグランドゴルフ協会が冬期間に体育館を利用しており、周辺施設の活用を提案したが、会員数の減少や高齢化などにより、冬期間は活動を休止し個々の体力づくりをしていきたいとのことだった」との答弁がありました。

このほか、「つきの木館に所蔵していた古民具などの今後の保管」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 111 号、横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例 については、「利用団体への代替施設の説明」などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112 号、横手市増田まんが美術館設置条例の一部を改正する条例 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「まんが美術館のコンベンションホールの利用について、リニューアルする際に一般貸出を行うことや控え室も確保するという答弁があった。しかし、控え室もなく、予約をするにあたっても財団で押さえており、地域の団体が利用することができなかった。このような市民の声を把握しているのか」との質疑に対し、当局より、「市民団体の活動についていろいろ不満があ

ることは承知していた。ただ、活動を続けていく中で、増田地区多目的研修センターや各地区交流センター、体育館などでそれぞれ継続していただいていると認識している」との答弁がありました。

また、「以前はコンベンションホールで開催していた芸文祭についても、雨漏りしている体育館で開催されている。最初の約束が守られていないとすれば、他の施設を紹介しなければならないと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「条例改正をするにあたり、各活動団体の代表者に聞き取りを行っている。その中では、まんが美術館のコンベンションホールの使い勝手が悪くなってしまったことなどから、現在は、増田地区多目的研修センターや各地区交流センター、体育館などで活動を行っているとのことだった」との答弁がありました。

これについて、委員より、「コンベンションホールのステージの使用が叶わないことで以前のような活動ができなくなったことから、廃止もやむを得ないと地域の団体から意見をいただいたようだが、これは使わせてもらえなかったためであり、代替りの場所を確保して活動を行ってもらうのが筋だと思う。まんが美術館には頑張ってもらいたい、その裏では市民活動が追いやられている現状を考えてほしい」との意見がありました。

討論では、加藤勝義委員より、反対の立場で、「今までいろいろな意見があった中で、本来まんが美術館のコンベンションホールの利用について、リニューアルオープン時に市民にも使っていただくことで進んできたにもかかわらず、数件しか使えておらず利用頻度が少ないという理由が一つ。それから、一般の入場料だけでは漫画のブランドイメージを傷つけるということで、財団が定める入場料での開催に進んでいくというふうにご利用料も改定するという。全て漫画に特化した施設にするという意思の表れだと思うが、その反面、地域団体の活動の芽を摘んでいる。活動する場所がなくなり、右往左往していろいろ懸命に努力して活動していることを考えると、この議案を提出するのと同時にここで活動していた方々の場所の確保等々も一緒に提案すべきだったのではないかと考え、反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立なしにより、否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 117 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市

十五野多目的集落集会所) 及び議案第 125 号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 6 第 10 号、学校給食の米飯委託料金改定等に関する陳情書について、審査では、当局から米飯委託料金等の現状について説明がありました。

本陳情について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 6 第 16 号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「給食費の無償化について、内閣が変わってからの国の動向はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「昨年度、学校給食費の無償化をしている自治体に対してアンケート調査が実施されており、現在その結果が公表されている。文部科学省ではこの結果を基に 1 年間かけて検証していくということが示されているが、その後は全く情報が入ってきていない」との答弁がありました。

本陳情について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。